

理容師法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第三条第三項の厚生労働省令で定める期間）</p> <p>第十一条 法第三条第三項の厚生労働省令で定める期間は、理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）第二条第一項に規定する昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得する者にあつては二年、同項に規定する通信課程において知識及び技能を修得する者にあつては三年とする。ただし、美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第十一条前段に規定する期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者については、昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得するものにあつては一年、通信課程において知識及び技能を修得するものにあつては一年六月とする。</p> <p>（試験の課目）</p> <p>第十二条 理容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>筆記試験</p> <p>関係法規・制度</p> <p>衛生管理</p> <p>理容保健</p> <p>理容の物理・化学</p>	<p>（法第三条第三項の厚生労働省令で定める期間）</p> <p>第十一条 法第三条第三項の厚生労働省令で定める期間は、理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）第二条第一項に規定する昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得する者にあつては二年、同項に規定する通信課程において知識及び技能を修得する者にあつては三年とする。</p> <p>（試験の課目）</p> <p>第十二条 理容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>筆記試験</p> <p>関係法規・制度</p> <p>衛生管理</p> <p>理容保健</p> <p>理容の物理・化学</p>

理容技術理論

実技試験

理容実技

(試験の免除)

第十三条 (略)

2 美容師法第三条の規定により美容師の免許を受けた者については、その申請により、理容技術理論を除く筆記試験を免除する。

(受験の手続)

第十五条 (略)

2 前項の受験願書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

一・二 (略)

(削る)

(開設の届出)

第十九条 法第十一条第一項の規定による理容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。

一〜七 (略)

八 開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所（美容師法第二条第三項に規定する美容所をいう。次号において同じ。）が開設されている場合は、当該美容所の名称

九 (略)

2〜4 (略)

※様式第一〜第五は次ページ以降参照（いずれも全部改正）

理容理論

実技試験

理容実技

(試験の免除)

第十三条 (略)

(新規)

(受験の手続)

第十五条 (略)

2 前項の受験願書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

一・二 (略)

三 第十三条の規定により筆記試験又は実技試験の免除を申請する者にあつては、同条の規定に該当する者であることを証する書類

(開設の届出)

第十九条 法第十一条第一項の規定による理容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。

一〜七 (略)

八 開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所（美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第二条第三項に規定する美容所をいう。次号において同じ。）が開設されている場合は、当該美容所の名称

九 (略)

2〜4 (略)

登録番号	※
登録年月日	※

収入印紙貼付欄 (消印しないこと)
----------------------

### 理容師免許申請書

理容師試験合格の年月	年 月	合格番号	
------------	-----	------	--

質問事項	理容師免許を受けないで理容の業務を行ったことは 1 ない 2 ある ( )
	・行った内容と期間 内容: _____ 期間: _____年 月 日～ _____年 月 日 ・このことによって、罰金刑を受けたことは 1 ない 2 ある ( _____年 月 日に処分を受けた)
質問事項	理容師免許の取消処分を受けたことは 1 ない 2 ある ( )
	・処分された理由: _____ ・処分された年月日: _____年 月 日

本籍 (国籍)		都道府県	
ふりがな	(氏)	(名)	(合格通知後氏名に変更がある場合は、現在の氏名) (氏) (名)
氏名			
※			
生年月日	1昭和 年 月 日 2平成 年 月 日	性別	1男 2女

連絡先電話番号	( )
住所	郵便番号
	都道府県
	※

厚生労働大臣  
 指定登録機関代表者  
 上記により、理容師免許を申請します。  
 申請日 年 月 日

- 備考
- 1 ※印欄には、記入しないこと。
  - 2 該当する数字を○で囲むこと。
  - 3 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。  
 (領収証書は、裏面に貼ること。)
  - 4 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

登録番号	※
訂正書換え 交付年月日	※

収入印紙貼付欄 (消印しないこと)
----------------------

**理容師名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付申請書**

免許証(免許証明書)を交付した者	1 大臣(指定登録機関代表者)	登録 番号	第	号	登録 年月日	1 昭和	年	月	日
	2					都道 府県			

変更が生じた事項

	変更前		変更後	
本籍 (国籍)	都道 府県		都道 府県	
ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏名				
※				
生年月日	1 昭和	年	月	日
	2 平成			
性別	1 男 2 女			
書換え交付の理由	1 氏の変更 2 本籍の変更 3 性別の変更 4 その他( )			

連絡先 電話番号	( )										
住所	郵便番号										
	都道 府県										
※											

厚生労働大臣 殿  
指定登録機関代表者

上記により、理容師名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付を申請します。

申請日 年 月 日

- 備考
- 1 ※印欄には、記入しないこと。
  - 2 該当する数字を○で囲むこと。
  - 3 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。  
(領収証書は、裏面に貼ること。)
  - 4 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

消除年月日 ※

### 理容師名簿登録消除申請書

免許証(免許証明書)を交付した者	1 大臣(指定登録機関代表者)	登録番号	第 号	1 昭和	年 月 日
	2 都道府県知事			2 平成	

理容師名簿に登録されている者	
本籍 (国籍)	都道府県
ふりがな	(氏)
	(名)
氏名	
生年月日	1 昭和 年 月 日 2 平成
消除理由	1 死亡 2 失踪 3 その他( )
消除理由の生じた年月日	年 月 日

申請者	
氏名	登録されている者との関係
連絡先電話番号	( )
住所	郵便番号
	都道府県
※	

厚生労働大臣 殿  
指定登録機関代表者

上記により、理容師名簿の登録を消除されたく免許証(免許証明書)及び関係書類を添えて申請します。

申請日 年 月 日

- 備考
- ※印欄には、記入しないこと。
  - 該当する数字を○で囲むこと。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

登録番号	※
再交付年月日	※

収入印紙貼付欄 (消印しないこと)
----------------------

### 理容師免許証(免許証明書)再交付申請書

免許証(免許証明書)を交付した者	1 大臣(指定登録機関代表者)	登録番号	第	号	登録年月日	1 昭和	年	月	日
	2 都道府県知事					2 平成			

本籍 (国籍)				都道府県
ふりがな	(氏)		(名)	
氏名				
※				
生年月日	1 昭和	年	月	日
	2 平成			
性別	1 男      2 女			
再交付の理由	1 紛失   2 破損   3 汚損   4 焼失   5 その他(                      )			

連絡先電話番号	(                      )			
住所	郵便番号			
	都道府県			
※				

厚生労働大臣 殿  
 指定登録機関代表者  
 上記により、関係書類を添えて免許証(免許証明書)の再交付を申請します。  
 申請日      年      月      日

- 備考
- 1 ※印欄には、記入しないこと。
  - 2 該当する数字を○で囲むこと。
  - 3 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により、手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 理容師国家試験受験願書

収入印紙欄  
(消印しないこと)

申込日 平成 年 月 日

厚生労働大臣  
指定試験機関代表者 殿

下記により、国家試験を受験したいので、付属書類を添えて申し込みます。

1 フリガナ										
2 氏名	姓					名				
3 性別	1 男 ・ 2 女									
4 生年月日	1 昭和 年 月 日生									
	2 平成									
5 受験票等送付先	郵便番号									
	住所	都道府県					市区群			
6 連絡先電話番号	携帯	=				=				
	自宅	=				=				
	勤務先	=				=				
7 筆記試験受験地 (都道府県名)	01北海道 02青森県 .....47沖縄県 (※ 受験会場が設置される都道府県名が記載されている。)									
8 実技試験受験地 (都道府県名)	01北海道 02青森県 .....47沖縄県 (※ 受験会場が設置される都道府県名が記載されている。)									
9 卒業又は在学中 の理容師養成施設	養成施設名									
	課程	1 昼間 ・ 2 夜間 ・ 3 通信								
	卒業(見込)年月	1 昭和 2 平成			年 月			1 卒業 2 卒業見込		
10 手話又は介助	1 手話通訳 2 車椅子使用 3 歩行困難									
11 前回試験結果による一部免除申請	1 筆記試験免除 2 実技試験免除					合格番号 第 _____ 号				
12 美容師免許所持者の免除申請	免許登録者	1 _____ 知事								免許登録番号 第 _____ 号
		2 厚生(労働)大臣								

(4.5cm × 3.5cm)

  
  
  

(平成 年 月 日撮影)

備考1. 指定試験機関に申請する場合には、所定の手続により、受験手数料を納付し、収入印紙を貼らないこと。

2. 該当する数字を○で囲むこと。

3. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

○ 理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>（試験の課目） 第十二条 理容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。 筆記試験 関係法規・制度 衛生管理 保健 化粧品化学 文化論 理容技術理論 运营管理 実技試験 理容実技</p>
<p>現行</p>	<p>（試験の課目） 第十二条 理容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。 筆記試験 関係法規・制度 衛生管理 理容保健 理容の物理・化学 （新規） 理容技術理論 （新規） 実技試験 理容実技</p>



○ 理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（養成課程）            第二条（略）            2・3（略）            4 昼間課程、夜間課程又は通信課程には、昼間課程又は夜間課程に美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師になるのに必要な知識及び技能を修得していない者を対象とする教科課程を設けている場合に限って、当該美容師養成施設において美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第十一条前段に規定する期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者を対象とする教科課程（以下「美容修得者課程」という。）を設けることができる。            （指定の申請手続）            第三条（略）            2 二以上の養成課程又は同一の養成課程に教科課程が異なる二以上の教科課程を設ける理容師養成施設にあつては、前項第五号から第十号までに掲げる事項（同一の養成課程に教科課程が異なる二以上の教科課程を設ける場合は当該教科課程ごとに異なる事項に限る。）は、それぞれの養成課程又は教科課程ごとに記載しなければならぬ。            3（略）            （養成施設指定の基準）            第四条 法第三条第三項に規定する理容師養成施設の指定の基準は</p>	<p>（養成課程）            第二条（略）            2・3（略）            （新規）            第三条（略）            2 二以上の養成課程を設ける理容師養成施設にあつては、前項第五号から第十号までに掲げる事項は、それぞれの養成課程ごとに記載しなければならない。            3（略）            （養成施設指定の基準）            第四条 法第三条第三項に規定する理容師養成施設の指定の基準は</p>

、次のとおりとする。

一 昼間課程に係る基準

イ (略)

ロ 修業期間は、二年以上であること。ただし、美容修得者課程の修業期間は、一年以上であること。

ハ 教科課目及び単位数は、別表第一（美容修得者課程については別表第一の二）に定めるとおりであること。

ニ・ホ (略)

ヘ 教員の数は、別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が五人未満であるときは、五人。ただし、昼間課程に美容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であるときは、二人）以上であり、かつ、これらによって算出された人数の二分の一以上が専任であること。

ト夕 (略)

二 夜間課程に係る基準

イ (略)

ロ 教員の数は、別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が四人未満であるときは、四人。ただし、夜間課程に美容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であるときは、二人）以上であり、かつ、これらによって算出された人数の二分の一以上が専任であること。

三 通信課程に係る基準

イ (略)

ロ 修業期間は、三年以上であること。ただし、美容修得者課程の修業期間は、一年六月以上であること。

ハ 教員は、相当数の者を置くものとし、そのうち、専任の者の数は、生徒二百人以下の場合三人、二百人又はその端数を超えるごとに一人を加えた数であること。ただし、通信課

、次のとおりとする。

一 昼間課程に係る基準

イ (略)

ロ 修業期間は、二年以上であること。

ハ 教科課目及び単位数は、別表第一に定めるとおりであること。

ニ・ホ (略)

ヘ 教員の数は、別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が五人未満であるときは、五人）以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること。

ト夕 (略)

二 夜間課程に係る基準

イ (略)

ロ 教員の数は、別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が四人未満であるときは、四人）以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること。

三 通信課程に係る基準

イ (略)

ロ 修業期間は、三年以上であること。

ハ 教員は、相当数の者を置くものとし、そのうち、専任の者の数は、生徒二百人以下の場合三人、二百人又はその端数を超えるごとに一人を加えた数であること。

程に美容修得者課程のみを設ける場合の専任の者の数は、生徒二百人以下の場合は一、二百人又はその端数を超えるごとくに一人を加えた数であること。

ニ・ホ (略)

2 (略)

(同時授業に関する特例)

第四条の二 理容師養成施設は、入所者の数(第三条第一項第八号に規定する入所の時期における入所者の数をいう。)が前年又は前々年のいずれか一方の年において十五人未満であり、かつ、他方の年において二十人未満である養成課程において、次の各号に掲げる教科科目については、当該各号に掲げる美容師養成施設の教科科目と同時授業(設立者を同じくする理容師養成施設及び美容師養成施設において、養成課程の別を同じくする当該理容師養成施設の生徒及び当該美容師養成施設の生徒が、いずれの施設にも勤務する教員から、同時に授業を受けることをいう。以下同じ)を行うことができる。

一・二 (略)

三 理容師養成施設の保健 美容師養成施設の保健

四 理容師養成施設の化粧品化学 美容師養成施設の化粧品化学

五 理容師養成施設の文化論 美容師養成施設の文化論

六 理容師養成施設の运营管理 美容師養成施設の运营管理

七 理容師養成施設の選択科目 美容師養成施設を選択科目(同時授業を行うことが可能な科目に限る。)

2 前項の規定により理容師養成施設が同時授業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一 別表第二に掲げる算式 同時授業を行う美容師養成

ニ・ホ (略)

2 (略)

(同時授業に関する特例)

第四条の二 理容師養成施設は、入所者の数(第三条第一項第八号に規定する入所の時期における入所者の数をいう。)が前年又は前々年のいずれか一方の年において十五人未満であり、かつ、他方の年において二十人未満である養成課程において、次の各号に掲げる教科科目については、当該各号に掲げる美容師養成施設の教科科目と同時授業(設立者を同じくする理容師養成施設及び美容師養成施設において、養成課程の別を同じくする当該理容師養成施設の生徒及び当該美容師養成施設の生徒が、いずれの施設にも勤務する教員から、同時に授業を受けることをいう。以下同じ)を行うことができる。

一・二 (略)

三 理容師養成施設の理容保健 美容師養成施設の美容保健

四 理容師養成施設の理容の物理・化学 美容師養成施設の美容の物理・化学

(新規)

五 理容師養成施設を選択必修科目 美容師養成施設を選択必修科目(同時授業を行うことが可能な科目に限る。)

2 前項の規定により理容師養成施設が同時授業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一 別表第二に掲げる算式 同時授業を行う美容師養成

<p>第四條第一項第二号</p>	<p>(略)</p>	<p>一項第一号へ</p>
<p>別表第二に掲げる算式によつて算出された人数(その数が四人未満であるときは、四人)。</p> <p>ただし、夜間課程に美容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であると</p>	<p>(略)</p>	<p>によつて算出された人数(その数が五人未満であるときは、五人)。</p> <p>ただし、昼間課程に美容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であると(きは、二人)以上であり、かつ、これらによつて算出された人数の二分の一以上が専任であること</p>
<p>同時授業を行う美容師養成施設の教員数と合算して、別表第二に掲げる算式によつて算出された人数(その数が四人未満であるときは、四人)。</p> <p>ただし、美容修得者課程の教科科目と美容師養成施設指定規則第一条の</p>	<p>(略)</p>	<p>施設の教員数と合算して、別表第二に掲げる算式によつて算出された人数(その数が五人未満であるときは、五人)。</p> <p>ただし、美容修得者課程の教科科目と美容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第八号)第一条の二に規定する美容修得者課程の教科科目のみで同時授業を行う場合においてその数が二人未満であるときは、(二人)以上であり、かつ、これらによつて算出された人数の二分の一以上が専任であること。ただし、専任教員のうち一人以上は、美容師養成施設の教員であること</p>
<p>第四條第一項第二号</p>	<p>(略)</p>	<p>一項第一号へ</p>
<p>別表第二に掲げる算式によつて算出された人数(その数が四人未満であるときは、四人)以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること</p>	<p>(略)</p>	<p>によつて算出された人数(その数が五人未満であるときは、五人)以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること</p>
<p>同時授業を行う美容師養成施設の教員数と合算して、別表第二に掲げる算式によつて算出された人数(その数が四人未満であるときは、四人)以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること。ただし、</p>	<p>(略)</p>	<p>施設の教員数と合算して、別表第二に掲げる算式によつて算出された人数(その数が五人未満であるときは、五人)以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること。ただし、専任教員のうち一人以上は、美容師養成施設の教員であること</p>

別表第三 衛生管理 保健の項 (略)	理容師 (略)	理容師又は美容師(同時授業を行う場合に限る。) (略)	きは、二人)以上であり、かつ、これらによつて算出された人数の二分の一以上が専任であること  二に規定する理容修得者課程の教科科目のみで同時授業を行う場合においてその数が二人未満であるときは、二人)以上であり、かつ、これらによつて算出された人数の二分の一以上が専任であること。ただし、専任教員のうち一人以上は、理容師養成施設の教員であること
-----------------------------	------------	--------------------------------	---

別表第三 衛生管理 理容保健 の項 (略)	理容師 (略)	理容師又は美容師(同時授業を行う場合に限る。) (略)	専任教員のうち一人以上は、理容師養成施設の教員であること
-----------------------------------	------------	--------------------------------	------------------------------

(変更等の承認)  
 第六条 (略)

2 指定養成施設において新たに養成課程を設けようとするとき(新たに美容修得者課程を設けようとするときを含む。)及び新たに同時授業を行おうとするときも、前項と同様とする。

3 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における養成課程の一部を廃止(美容修得者課程の一部又は全部を廃止する場合を含む。)し、又は当該養成施設を廃止しようとするときは、二月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出し、その承認を得なければならない。

(変更等の承認)  
 第六条 (略)

2 指定養成施設において新たに養成課程を設けようとするとき及び新たに同時授業を行おうとするときも、前項と同様とする。

3 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における養成課程の一部を廃止し、又は当該養成施設を廃止しようとするときは、二月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出し、その承認を得なければならない。

一〜四 (略)

一〜四 (略)

別表第一

課 目	必修課目							単 位 数
	保 健	香 粧 品 化 学	文 化 論	理 容 技 術 論	運 営 管 理	理 容 実 習	(略)	
小計								四十七単位以上
選択課目								二十単位以上
合計								六十七単位以上

備考(略)

別表第一の二

課 目	必修課目		単 位 数
	理 容 実 習	理 容 技 術 論	
小計			二十三単位以上
選択課目			二十七単位以上
合計			三十四単位以上

備考 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、三十時間から四十五時間までの範囲で理容師養成施設が定める授業時間をもって一単位とする。

別表第三

(略)	(略)
-----	-----

別表第一

課 目	必修課目							単 位 数
	理 容 保 健	理 容 の 物 理 ・ 化 学	理 容 文 化 論	理 容 技 術 論	理 容 運 営 管 理	理 容 実 習	(略)	
小計								四十七単位以上
選択必修課目								二十単位以上
合計								六十七単位以上

備考(略)

(新規)

別表第三

(略)	(略)
-----	-----

<p>化粧品化学</p>	<p>衛生管理 保健</p>
<p>一 薬剤師</p> <p>二 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において化学を修めた者</p> <p>三 旧教員免許令に基づく旧実業学校教員検定ニ関スル規程（大正十一年文部省令第四号）第六条第五号の規定により許可を受けた学校又は同条第七号の規定に基づく昭和十五年十月文部省告示第五百六十九号（実業学校教員検定ニ関スル規程第六条第七号により無試験検定を受けることができる者の指定の件）に掲げる学校若しくは養成所の卒業者であつて、当該学校又は養成所において化学を修めた者</p> <p>四 学校教育法に基づく大学の卒業者であつて、化学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の</p>	<p>一 医師</p> <p>二 歯科医師</p> <p>三 薬剤師</p> <p>四 獣医師</p> <p>五 保健師</p> <p>六 助産師</p> <p>七 看護師</p> <p>八 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの</p>
<p>理容の物理 ・化学</p>	<p>衛生管理 理容保健</p>
<p>一 薬剤師</p> <p>二 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において物理学及び化学を修めた者</p> <p>三 旧教員免許令に基づく旧実業学校教員検定ニ関スル規程（大正十一年文部省令第四号）第六条第五号の規定により許可を受けた学校又は同条第七号の規定に基づく昭和十五年十月文部省告示第五百六十九号（実業学校教員検定ニ関スル規程第六条第七号により無試験検定を受けることができる者の指定の件）に掲げる学校若しくは養成所の卒業者であつて、当該学校又は養成所において物理学及び化学を修めた者</p> <p>四 学校教育法に基づく大学の卒業者であつて、物理学又は化学に係る短期大学士、学士、修士</p>	<p>一 医師</p> <p>二 歯科医師</p> <p>三 薬剤師</p> <p>四 獣医師</p> <p>五 保健師</p> <p>六 助産師</p> <p>七 看護師</p> <p>八 理容師の免許を受けた後、三年以上実務に従事した経験のある者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの</p>

<p>文化論</p>	
<p>一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により、指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて当該学校において美術を修めた者</p> <p>二 学校教育法に基づく大学の卒業者であつて、美術に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者</p> <p>三 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により高等学校若しくは中学校の美術の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>四 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの</p> <p>(一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者</p>	<p>学位を有する者</p> <p>五 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により高等学校若しくは中学校の理科の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>六 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの</p>
<p>理容文化論</p>	<p>又は博士の学位を有する者</p> <p>五 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により高等学校若しくは中学校の理科の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>(新規)</p>



選択 課目	(略)	運 営 管 理	
それ ぞ れ の 課 目 を 教 授 す る の に 適 当 と 認 め ら れ る	(略)	<p>(二) 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者</p> <p>一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において経済学、経営学又は会計学を修めた者</p> <p>二 学校教育法に基づく大学の卒業者であつて、経済学、経営学又は会計学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者</p> <p>三 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により、高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>四 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの</p> <p>(一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者</p> <p>(二) 理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者</p>	
選 択 必 修 課	(略)	理 容 運 営 管 理	
それ ぞ れ の 課 目 を 教 授 す る の に 適 当 と 認 め ら れ る	(略)	<p>(二) 理容師の免許を受けた後、三年以上実務に従事した経験のある者</p> <p>一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において経済学、経営学又は会計学を修めた者</p> <p>二 学校教育法に基づく大学の卒業者であつて、経済学、経営学又は会計学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者</p> <p>三 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により、高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>四 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの</p> <p>(一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者</p> <p>(二) 理容師の免許を受けた後、三年以上実務に従事した経験のある者</p>	

者

目

者

○ 理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（抄）（平成十年厚生省令第六号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（試験委員の要件）</p> <p>第四条 法第四条の七第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において法学、医学、薬学、物理学、化学、経済学、経営学若しくは会計学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 法第三条第三項の規定により指定を受けた理容師養成施設において理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）別表第一又は別表第一の二に掲げる必修課目を五年以上講義した経験を有する者</p> <p>五 （略）</p>	<p>（試験委員の要件）</p> <p>第四条 法第四条の七第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において法学、医学、薬学、物理学若しくは化学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 法第三条第三項の規定により指定を受けた理容師養成施設において理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）別表第一に掲げる必修課目（理容文化論及び理容運営管理を除く。）を五年以上講義した経験を有する者</p> <p>五 （略）</p>

○ 美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四条第三項の厚生労働省令で定める期間）</p> <p>第十一条 法第四条第三項の厚生労働省令で定める期間は、同条第四項第一号又は第二号に規定する昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得する者にあつては二年、同項第三号に規定する通信課程において知識及び技能を修得する者にあつては三年とする。ただし、<u>美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）</u>第三条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）<u>第十一条前段に規定する期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者については、</u>昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得するものにあつては一年、通信課程において知識及び技能を修得するものにあつては一年六月とする。</p> <p>（試験の課目）</p> <p>第十二条 美容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>筆記試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法規・制度</li> <li>衛生管理</li> <li>美容保健</li> <li>美容の物理・化学</li> <li>美容技術理論</li> </ul> <p>実技試験</p> <p>美容実技</p>	<p>（法第四条第三項の厚生労働省令で定める期間）</p> <p>第十一条 法第四条第三項の厚生労働省令で定める期間は、同条第四項第一号又は第二号に規定する昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得する者にあつては二年、同項第三号に規定する通信課程において知識及び技能を修得する者にあつては三年とする。</p> <p>（試験の課目）</p> <p>第十二条 美容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>筆記試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法規・制度</li> <li>衛生管理</li> <li>美容保健</li> <li>美容の物理・化学</li> <li>美容理論</li> </ul> <p>実技試験</p> <p>美容実技</p>

(試験の免除)  
第十三条 (略)

2 理容師法第二条の規定により理容師の免許を受けた者については、その申請により、美容技術理論を除く筆記試験を免除する。

(受験の手続)

第十五条 (略)

2 前項の受験願書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

一・二 (略)

(削る)

(開設の届出)

第十九条 法第十一条第一項の規定による理容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。

一・七 (略)

八 開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所（理容師

法第一条の二第三項に規定する理容所をいう。次号において同じ。）が開設されている場合は、当該理容所の名称

九 (略)

2 4 (略)

※様式第一～第五は次ページ以降参照（いずれも全部改正）

(試験の免除)  
第十三条 (略)

(新規)

(受験の手続)

第十五条 (略)

2 前項の受験願書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

一・二 (略)

三 第十三条の規定により筆記試験又は実技試験の免除を申請する者にあつては、同条の規定に該当する者であることを証する書類

(開設の届出)

第十九条 法第十一条第一項の規定による理容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。

一・七 (略)

八 開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所（理容師

法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第一条の二第三項に規定する理容所をいう。次号において同じ。）が開設されている場合は、当該理容所の名称

九 (略)

2 4 (略)

登録番号	※
登録年月日	※

収入印紙貼付欄 (消印しないこと)
----------------------

### 美容師免許申請書

美容師試験合格の年月	年 月	合格番号	
------------	-----	------	--

質 問 事 項	美容師免許を受けないで美容の業務を行ったことは	1 ない 2 ある ( <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">                             ・行った内容と期間内容:                              期間: _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日                         </td> <td style="width: 50%; border: none;">                             ・このことによって、罰金刑を受けたことは 1 ない 2 ある ( _____ 年 月 日に処分を受けた)                         </td> </tr> </table>	・行った内容と期間内容: 期間: _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日	・このことによって、罰金刑を受けたことは 1 ない 2 ある ( _____ 年 月 日に処分を受けた)
	・行った内容と期間内容: 期間: _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日	・このことによって、罰金刑を受けたことは 1 ない 2 ある ( _____ 年 月 日に処分を受けた)		
美容師免許の取消処分を受けたことは	1 ない 2 ある ( <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">                             ・処分された理由:                              _____                         </td> <td style="width: 50%; border: none;">                             ・処分された年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日                         </td> </tr> </table>	・処分された理由: _____	・処分された年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日	
・処分された理由: _____	・処分された年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日			

本籍 (国籍)		都道府県
ふりがな	(氏)	(名)
氏名	(合格通知後氏名に変更がある場合は、現在の氏名) (氏) (名)	
※		
生年月日	1昭和 2平成	年 月 日
	性別	1 男 2 女

連絡先 電話番号	( )
住所	郵便番号
	都道府県
	※

厚生労働大臣  
 指定登録機関代表者  
 上記により、美容師免許を申請します。  
 申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

- 備考
- 1 ※印欄には、記入しないこと。
  - 2 該当する数字を○で囲むこと。
  - 3 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。  
 (領収証書は、裏面に貼ること。)
  - 4 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

登録番号	※
訂正書換え 交付年月日	※

収入印紙貼付欄  
(消印しないこと)

### 美容師名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付申請書

免許証(免許証明書)を交付した者	1 大臣(指定登録機関代表者)	登録 番号	第	号	登録 年月日	1 昭和	年	月	日
	2				都道 府県	知事	2 平成		

変更が生じた事項

	変更前		変更後	
	都道 府県	都道 府県	都道 府県	都道 府県
本籍 (国籍)	(氏)	(名)	(氏)	(名)
ふりがな				
氏名				
※				
生年月日	1 昭和	年	月	日
	2 平成			
性別	1 男	2 女		
書換え交付の理由	1 氏の変更 2 本籍の変更 3 性別の変更 4 その他( )			

連絡先 電話番号	( )
住所	郵便番号
	都道 府県
※	

厚生労働大臣 殿  
指定登録機関代表者

上記により、美容師名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付を申請します。

申請日 年 月 日

- 備考
- 1 ※印欄には、記入しないこと。
  - 2 該当する数字を○で囲むこと。
  - 3 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書をはること。  
(領収証書は、裏面にはること。)
  - 4 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

消除年月日 ※

### 美容師名簿登録消除申請書

免許証(免許証明書)を交付した者	1 大臣(指定登録機関代表者)	登録番号	第 号	登録年月日	1 昭和	年 月 日
	2 都道府県知事				2 平成	

美容師名簿に登録されている者	
本籍 (国籍)	都道府県
ふりがな	(氏)
	(名)
氏名	
生年月日	1 昭和 年 月 日 2 平成
消除理由	1 死亡 2 失踪 3 その他( )
消除理由の生じた年月日	年 月 日

申請者	
氏名	登録されている者との関係
連絡先電話番号	( )
住所	郵便番号
	都道府県
※	

厚生労働大臣 殿  
指定登録機関代表者

上記により、美容師名簿の登録を消除されたく免許証(免許証明書)及び関係書類を添えて申請します。

申請日 年 月 日

- 備考
- ※印欄には、記入しないこと。
  - 該当する数字を○で囲むこと。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。



登録番号	※
再交付年月日	※

収入印紙貼付欄 (消印しないこと)
----------------------

### 美容師免許証(免許証明書)再交付申請書

免許証(免許証明書)を交付した者	1 大臣(指定登録機関代表者)	登録番号	第	号	登録年月日	1 昭和	年	月	日
	2 都道府県知事					2 平成			

本籍 (国籍)			都道府県
ふりがな	(氏)		(名)
氏名			
※			
生年月日	1 昭和	年	月 日
	2 平成		
性別	1 男 2 女		
再交付の理由	1 紛失 2 破損 3 汚損 4 焼失 5 その他( )		

連絡先電話番号	( )			
住所	郵便番号			
	都道府県			
※				

厚生労働大臣 殿  
 指定登録機関代表者  
 上記により、関係書類を添えて免許証(免許証明書)の再交付を申請します。  
 申請日 年 月 日

- 備考
- 1 ※印欄には、記入しないこと。
  - 2 該当する数字を○で囲むこと。
  - 3 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により、手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 美容師国家試験受験願書

収入印紙欄  
(消印しないこと)

申込日 平成 年 月 日

厚生労働大臣  
指定試験機関代表者 殿

下記により、国家試験を受験したいので、付属書類を添えて申し込みます。

1 フリガナ											(4.5cm × 3.5cm)     (平成 年 月 日撮影)
2 氏名	姓					名					
3 性別	1 男 ・ 2 女										
4 生年月日	1 昭和 2 平成 年 月 日生										
5 受験票等送付先	郵便番号										
	住 所	都道府県 市区群									
6 連絡先電話番号	携 帯	= =									
	自 宅	= =									
	勤務先	= =									
7 筆記試験受験地 (都道府県名)	01北海道 02青森県 ……47沖縄県 (※ 受験会場が設置される都道府県名が記載されている。)										
8 実技試験受験地 (都道府県名)	01北海道 02青森県 ……47沖縄県 (※ 受験会場が設置される都道府県名が記載されている。)										
9 卒業又は在学中 の美容師養成施設	養成施設名										
	課 程	1 昼間 ・ 2 夜間 ・ 3 通信									
	卒業(見込)年月	1 昭和 2 平成			年 月			1 卒業 2 卒業見込			
10 手話又は介助	1 手話通訳 2 車椅子使用 3 歩行困難										
11 前回試験結果による一部免除申請	1 筆記試験免除 2 実技試験免除					合格番号 第 _____ 号					
12 理容師免許所持者の免除申請	免許登録者	1 _____ 知事 2 厚生(労働)大臣				免許登録番号 第 _____ 号					

備考1. 指定試験機関に申請する場合には、所定の手続により、受験手数料を納付し、収入印紙を貼らないこと。

2. 該当する数字を○で囲むこと。

3. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

○ 美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>（試験の課目） 第十二条 美容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。 筆記試験 関係法規・制度 衛生管理 保健 化粧品化学 文化論 美容技術理論 運営管理 実技試験 美容実技</p>
<p>現行</p>	<p>（試験の課目） 第十二条 美容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。 筆記試験 関係法規・制度 衛生管理 美容保健 美容の物理・化学 （新規） 美容技術理論 （新規） 実技試験 美容実技</p>

改正案	現行
<p>（理容修得者課程）</p> <p>第一条の二 法第四条第四項に規定する昼間課程、夜間課程又は通信課程には、昼間課程又は夜間課程に理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項に規定する指定を受けた理容師養成施設において理容師になるのに必要な知識及び技能を修得していない者を対象とする教科課程を設けている場合に限って、当該理容師養成施設において理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）第十一条前段に規定する期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者を対象とする教科課程（以下「理容修得者課程」という。）を設けることができる。</p> <p>（指定の申請手続）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 二以上の養成課程又は同一の養成課程に教科課程が異なる二以上の教科課程を設ける美容師養成施設にあつては、前項第五号から第十号までに掲げる事項（同一の養成課程に教科課程が異なる二以上の教科課程を設ける場合は当該教科課程ごとに異なる事項に限る。）は、それぞれの養成課程又は教科課程ごとに記載しなければならぬ。</p> <p>3（略）</p> <p>（養成施設指定の基準）</p> <p>第三条 法第四条第三項に規定する美容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 昼間課程に係る基準</p>	<p>（新規）</p> <p>（指定の申請手続）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 二以上の養成課程を設ける美容師養成施設にあつては、前項第五号から第十号までに掲げる事項は、それぞれの養成課程ごとに記載しなければならぬ。</p> <p>3（略）</p> <p>（養成施設指定の基準）</p> <p>第三条 法第四条第三項に規定する美容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 昼間課程に係る基準</p>

イ (略)

ロ 修業期間は、二年以上であること。ただし、理容修得者課程の修業期間は、一年以上であること。

ハ 教科科目及び単位数は、別表第一（理容修得者課程については別表第一の二）に定めるとおりであること。

ニ・ホ (略)

ヘ 教員の数は、別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が五人未満であるときは、五人）。ただし、昼間課程に理容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であるときは、二人）以上であり、かつ、これらによって算出された人数の二分の一以上が専任であること。

ト・タ (略)

二 夜間課程に係る基準

イ (略)

ロ 教員の数は、別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が四人未満であるときは、四人）。ただし、夜間課程に理容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であるときは、二人）以上であり、かつ、これらによって算出された人数の二分の一以上が専任であること。

三 通信課程に係る基準

イ (略)

ロ 修業期間は、三年以上であること。ただし、理容修得者課程の修業期間は、一年六月以上であること。

ハ 教員は、相当数の者を置くものとし、そのうち、専任の者の数は、生徒二百人以下の場合三人、二百人又はその端数を超えるごとに一人を加えた数であること。ただし、通信課程に美容修得者課程のみを設ける場合の者の数は、生徒二百人以下の場合一人、二百人又はその端数を超えるこ

イ (略)

ロ 修業期間は、二年以上であること。

ハ 教科科目及び単位数は、別表第一に定めるとおりであること。

ニ・ホ (略)

ヘ 教員の数は、別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が五人未満であるときは、五人）以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること。

ト・タ (略)

二 夜間課程に係る基準

イ (略)

ロ 教員の数は、別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が四人未満であるときは、四人）以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること。

三 通信課程に係る基準

イ (略)

ロ 修業期間は、三年以上であること。

ハ 教員は、相当数の者を置くものとし、そのうち、専任の者の数は、生徒二百人以下の場合三人、二百人又はその端数を超えるごとに一人を加えた数であること。

2 (略) ニ・ホ (略)		
とに一人を加えた数であること。		
(同時授業に関する特例) 第三条の二 美容師養成施設が同時授業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
(略)	(略)	(略)
第三条第一 一項第一 号へ	別表第二に掲げる算式 によって算出された人数(その数が五人未満であるときは、五人。ただし、昼間課程に理容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であるときは、二人)以上であり、かつ、これらによつて算出された人数の二分の一以上が専任であること。	同時授業を行う理容師養成施設の教員数と合算して、別表第二に掲げる算式によつて算出された人数(その数が五人未満であるときは、五人。ただし、理容修得者課程の教科科目と理容師養成施設指定規則第二条第四項に規定する理容修得者課程の教科科目のみで同時授業を行う場合においてその数が二人未満であるときは、二人)以上であり、かつ、これらによつて算出された人数の二分の一以上が専任であること。ただし、美容師養成施設の教員であること
(略)	(略)	(略)
別表第二に掲げる算式	同時授業を行う理容師養成	同時授業を行う理容師養成
(略)	(略)	(略)
同時授業を行う理容師養成	同時授業を行う理容師養成	同時授業を行う理容師養成

2 (略) ニ・ホ (略)		
(同時授業に関する特例) 第三条の二 美容師養成施設が同時授業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
(略)	(略)	(略)
第三条第一 一項第一 号へ	別表第二に掲げる算式 によって算出された人数(その数が五人未満であるときは、五人)以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること	同時授業を行う理容師養成施設の教員数と合算して、別表第二に掲げる算式によつて算出された人数(その数が五人未満であるときは、五人)以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること。ただし、美容師養成施設の教員であること
(略)	(略)	(略)
別表第二に掲げる算式	同時授業を行う理容師養成	同時授業を行う理容師養成
(略)	(略)	(略)
同時授業を行う理容師養成	同時授業を行う理容師養成	同時授業を行う理容師養成

一項第二号	<p>によって算出された人数（その数が四人未満であるときは、四人。ただし、夜間課程に理容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であるときは、二人）以上であり、かつ、これらによって算出された人数の二分の一以上が専任であること。</p>	<p>施設の教員数と合算して、別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が四人未満であるときは、四人。ただし、理容修得者課程の教科科目と理容師養成施設指定規則第二条第四項に規定する理容修得者課程の教科科目のみで同時授業を行う場合においてその数が二人未満であるときは、二人）以上であり、かつ、これらによって算出された人数の二分の一以上が専任であること。ただし、専任教員のうち一人以上は、美容師養成施設の教員であること</p>
(略)	(略)	(略)
別表第三 衛生管理 保健の項	美容師	美容師又は理容師（同時授業を行う場合に限る。）

(変更等の承認)

第五条 指定養成施設の設定者は、当該養成施設における生徒の定員を増加しようとするとき、又は第二条第一項第十二号に掲げる事項を変更しようとするときは、二月前までに、その旨を記載した申請書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出し、そ

一項第二号	<p>によって算出された人数（その数が四人未満であるときは、四人）以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること</p>	<p>施設の教員数と合算して、別表第二に掲げる算式によって算出された人数（その数が四人未満であるときは、四人）以上であり、かつ、教員数の二分の一以上が専任であること。ただし、専任教員のうち一人以上は、美容師養成施設の教員であること</p>
(略)	(略)	(略)
別表第三 衛生管理 美容保健の項	美容師	美容師又は理容師（同時授業を行う場合に限る。）

(変更等の承認)

第五条 指定養成施設の設定者は、当該養成施設における生徒の定員を増加しようとするとき、又は第二条第一項第十二号に掲げる事項を変更しようとするときは、二月前までに、その旨を記載した申請書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出し、そ

- の承認を得なければならない。
- 指定養成施設において新たに養成課程を設けようとするとき（新たに内容修得者課程を設けようとするときを含む。）及び新たに同時授業を行おうとするときも、前項と同様とする。
  - 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における養成課程の一部を廃止（内容修得者課程の一部又は全部を廃止する場合を含む。）し、又は当該養成施設を廃止しようとするときは、二月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出し、その承認を得なければならない。
- 一～四（略）

別表第一

課目	単位数	必修課目						
		保	香	文	美	運	美	合
(略)	(略)	健康	化粧品学	文化論	美容技術論	営管理	美容実習	計
		三単位以上	二単位以上	二単位以上	五単位以上	一単位以上	三十単位以上	計
							四十七単位以上	小計
							二十単位以上	選択必修課目
							六十七単位以上	合計

備考（略）

別表第一の二

課目	単位数

- の承認を得なければならない。
- 指定養成施設において新たに養成課程を設けようとするとき及び新たに同時授業を行おうとするときも、前項と同様とする。
  - 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における養成課程の一部を廃止し、又は当該養成施設を廃止しようとするときは、二月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出し、その承認を得なければならない。
- 一～四（略）

別表第一

課目	単位数	必修課目						
		美	美	美	美	美	美	合
(略)	(略)	容保	容の物理・化学	容文	容技術論	容運営管理	容実習	計
		四単位以上	三単位以上	三単位以上	四単位以上	二単位以上	二十七単位以上	小計
							四十七単位以上	選択必修課目
							二十単位以上	合計
							六十七単位以上	

備考（略）

(新規)



備考 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、三十時間から四十五時間までの範囲で美容師養成施設が定める授業時間をもって一単位とする。

必修科目		美容技術理論
小計	二	二十三単位以上
選択科目	七	二十七単位以上
合計	三十四	三十四単位以上

別表第三

(略)		(略)	
衛生管理 保健	一 医師 二 歯科医師 三 薬剤師 四 獣医師 五 保健師 六 助産師 七 看護師 八 美容師の免許を受けた後、実務又は美容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの	一 薬剤師 二 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において化学を修めた者	

別表第三

(略)		(略)	
衛生管理 美容保健	一 医師 二 歯科医師 三 薬剤師 四 獣医師 五 保健師 六 助産師 七 看護師 八 美容師の免許を受けた後、三年以上実務に従事した経験のある者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの	一 薬剤師 二 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において物理学及び化学を修めた者	

	<p style="text-align: center;">化粧品化学</p>
<p>二 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、美術に係る短期大学士、学士、修士又は博士の</p>	<p>三 旧教員免許令に基づく旧実業学校教員検定ニ      関スル規程（大正十一年文部省令第四号）第六      条第五号の規定により許可を受けた学校又は同      条第七号の規定に基づく昭和十五年十月文部省      告示第五百六十九号（実業学校教員検定ニ関ス      ル規程第六条第七号により無試験検定を受ける      ことができる者の指定の件）に掲げる学校若し      くは養成所の卒業者であって、当該学校又は養      成所において化学を修めた者</p> <p>四 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、      化学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の      学位を有する者</p> <p>五 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施      行法第一条若しくは第二条の規定により高等学      校若しくは中学校の理科の教諭の免許状の授与      を受けた者又はその免許状を有するものとみな      される者</p> <p>六 美容師の免許を受けた後、実務又は美容師養      成施設において上欄の課目の教育に関する業務      に従事した期間が通算して四年以上になる者で      あって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を      修了したもの</p> <p>一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教      員検定規程第七条第一号又は第二号の規定によ      り、指定又は許可を受けた学校の卒業者であつ      て当該学校において美術を修めた者</p>
<p>二 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、美術に係る短期大学士、学士、修士又は博士の</p>	<p style="text-align: center;">美容の物理 ・化学</p> <p>三 旧教員免許令に基づく旧実業学校教員検定ニ      関スル規程（大正十一年文部省令第四号）第六      条第五号の規定により許可を受けた学校又は同      条第七号の規定に基づく昭和十五年十月文部省      告示第五百六十九号（実業学校教員検定ニ関ス      ル規程第六条第七号により無試験検定を受ける      ことができる者の指定の件）に掲げる学校若し      くは養成所の卒業者であって、当該学校又は養      成所において物理学及び化学を修めた者</p> <p>四 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、      物理学又は化学に係る短期大学士、学士、修士      又は博士の学位を有する者</p> <p>五 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施      行法第一条若しくは第二条の規定により高等学      校若しくは中学校の理科の教諭の免許状の授与      を受けた者又はその免許状を有するものとみな      される者      （新規）</p> <p>一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教      員検定規程第七条第一号又は第二号の規定によ      り、指定又は許可を受けた学校の卒業者であつ      て当該学校において美術を修めた者</p>

<p>運 営 管 理</p>	<p>文 化 論</p>
<p>一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において経済学、経営学又は会計学を修めた者</p> <p>二 学校教育法に基づく大学の卒業者であつて、経済学、経営学又は会計学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者</p> <p>三 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により、高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p>	<p>学位を有する者</p> <p>三 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により高等学校若しくは中学校の美術の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>四 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの</p> <p>(一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者</p> <p>(二) 美容師の免許を受けた後、実務又は美容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者</p>
<p>美 容 運 営 管 理</p>	<p>美 容 文 化 論</p>
<p>一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第七条第一号又は第二号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において経済学、経営学又は会計学を修めた者</p> <p>二 学校教育法に基づく大学の卒業者であつて、経済学、経営学又は会計学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者</p> <p>三 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により、高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p>	<p>学位を有する者</p> <p>三 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第一条若しくは第二条の規定により高等学校若しくは中学校の美術の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>四 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの</p> <p>(一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者</p> <p>(二) 美容師の免許を受けた後、三年以上実務に従事した経験のある者</p>

<p>選択 課目</p>	<p>(略)</p>	
<p>者 それぞれの課目を教授するのに 適当と認められる</p>	<p>(略)</p>	<p>四 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの  (一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者  (二) 美容師の免許を受けた後、実務又は美容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者</p>
<p>目 選択必修課</p>	<p>(略)</p>	
<p>者 それぞれの課目を教授するのに 適当と認められる</p>	<p>(略)</p>	<p>四 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの  (一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者  (二) 美容師の免許を受けた後、三年以上実務に従事した経験のある者</p>

○ 美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（抄）（平成十年厚生省令第九号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（試験委員の要件）</p> <p>第四条 法第四条の七第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において法学、医学、薬学、物理学、化学、経済学、経営学若しくは会計学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 法第四条第三項の規定により指定を受けた美容師養成施設において美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）別表第一又は別表第一の二に掲げる必修課目を五年以上講義した経験を有する者</p> <p>五 （略）</p>	<p>（試験委員の要件）</p> <p>第四条 法第四条の七第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において法学、医学、薬学、物理学若しくは化学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 法第四条第三項の規定により指定を受けた美容師養成施設において美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）別表第一に掲げる必修課目（美容文化論及び美容運営管理を除く。）を五年以上講義した経験を有する者</p> <p>五 （略）</p>